

委託業務仕様書

1 業務名

令和6年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練会場施設設営及び撤去業務委託

2 趣旨

緊急消防援助隊の出動体制、活動技術及び連携活動能力の向上並びに関係機関との連携強化を図り、より実践的な訓練を実施するため中部ブロックの緊急消防援助隊等が参加し、三重県内において大規模な地震が発生し甚大な被害を受けたとの想定で、合同訓練を実施するのに必要な会場施設等の設営及び撤去業務の仕様を定める。

3 委託期間等

契約締結の日から令和7年1月15日（水）

4 訓練会場及び使用日時等（全体会場図については、別図①を参照）

（1）鈴鹿サーキットレーシングコース内（三重県鈴鹿市稲生町） ※メイン会場

ア 訓練実施日 令和6年12月22日（日）

イ 設営対象となる訓練項目

■中高層・倒壊座屈建物救出訓練

■多重事故救出訓練

（2）鈴鹿サーキット駐車場等外周部及び本田技研工業株式会社稲生寮跡地 ※サブ会場 （三重県鈴鹿市稲生町）

ア 訓練実施日 令和6年12月21日（土）及び同年12月22日（日）

イ 設営対象となる訓練項目等

■土砂災害救出訓練

■道路啓開訓練

5 設営物等について

別紙「訓練施設等仕様書」のとおりとする。

6 検査等

（1）訓練施設及び会場施設（以下「施設」という。）設営の進捗状況については、必要に応じて緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会事務局（以下「事務局」という）が確認を行う。

（2）施設設営は、メイン会場においては、令和6年12月21日（土）20時00分まで、サブ会場は令和6年12月20日（金）20時00分までに完了すること。ただし、事務局が特に指定した施設については、別途示すものとする。

- (3) 契約期間中に実施する訓練施設設置完了にかかる事務局及び総務省消防庁の検査時は、当該委託業務に精通した社員等を立ち合わせるものとする。
- (4) 総務省消防庁の検査により、不合格となった場合は、訓練開始までに再度消防庁及び事務局の検査を受け業務を完了させること。
- (5) すべての施設の撤去後、原状復旧のうえ、事務局及び施設管理者の検査を受けること。また、検査による指摘箇所は、直ちに修復等の措置を講ずること。

7 留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。
- (2) 施設の設定及び撤去等に要するすべての経費については、委託料にすべて含むものとする。
- (3) 実際の消防活動に即した訓練が実施できるように、臨場感のある施設を設定すること。
- (4) 施設を設定するにあたり、不明な点及び仕様書に定めのない事項、レイアウト、訓練内容に変更が生じたときは、事務局と協議のうえ実施すること。
- (5) 施設は、荒天時でも使用できるように設定すること。
- (6) 施設等は、ヘリコプターのダウンウォッシュ等の強風に耐える構造とすること。
- (7) 訓練施設は、訓練実施日まで悪天候等による不測の事態（設定又は設定途中の施設等を撤収する必要がある場合等）に備えた施設管理体制を整えておくこと。
- (8) 設定、撤去作業を総合的に評価でき、かつ作業進行を適切に管理できる責任者を置くこと。
- (9) 設定、撤去作業は、原則 8 時 00 分から 20 時 00 分の間で行うことが可能。ただし、時間外に作業を行う場合は、事務局と調整すること。
- (10) 撤去物の処理については、環境法令を遵守し、処理方法を記載した書類を事務局に提出するとともに、廃棄処理をする場合には、マニフェストの写しを提出すること。
- (11) 落札後、速やかに事務局と業務の打ち合わせを行うとともに、打ち合わせ結果を踏まえて次に掲げる書類を提出し、事務局の承認を受けること。
 - ア 詳細な施工工程表
 - イ 撤去物の処理方法を記載した書類
 - ウ 施工図（訓練項目等に応じて製作図、装飾図、仕様図を提出すること。）
 - エ 契約金額の算定内訳
 - オ 図面（会場レイアウト図、看板類のイメージ図）※電子データを提出
 - カ その他、事務局が訓練企画上、必要とする書類
- (12) 成果物の著作権は、「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会」に帰属する。
- (13) 訓練施設への訓練用人形の配置については、事務局と協議のうえ実施すること。
- (14) 訓練終了までの間、設定した施設等を常に良好な状態で使用できるよう維持すること。

と。

- (15) 仕様書に記載のない用品等が突発的に必要となったり、軽微な変更が生じたりした場合は、事務局と協議のうえ、可能な限り対応すること。
- (16) 本業務は、総務省消防庁も主催者として実施されるため、業務委託料の支払いについては、総務省消防庁から事務局への支払いが行われた後に支払うものであること。

8 安全管理等

- (1) 業務期間中、昼夜間の緊急連絡表を作成し提出すること。
- (2) 作業中は、資材の飛散、落下や従業員の転落等事故防止に努めること。
- (3) 設営開始から原状復旧までの期間は、十分な安全管理のもと、業務を履行すること。
- (4) 必要資材等の運搬中は、安全管理を心がけ、交通事故防止に留意すること。
- (5) 主訓練会場（鈴鹿サーキット）にあつては、業務期間中、施設内に出入りする車両及び人員について名簿類を作成し、事務局に提出すること。

9 業務完了報告

- (1) 業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を紙媒体2部及び電子媒体にて提出すること。
- (2) 業務完了報告書には、写真（施設設置前、設置作業中、設置完了後、施設撤去完了後）を添付すること。